

文京区補助金等チェックシート

所属 土木部みどり公園課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	文京区保護樹木等に係る補助金							
根拠規定等	文京区保護樹木等に係る補助金交付要綱							
創設年月	昭和	59	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	29年	終了予定年月
直近の見直し年月	平成	18	年	2	月	経過年数 〔自動計算〕	8年	
見直しの内容	補助金限度額の規定変更 (変更前は限度額が設定されて無く、一所有者への補助金額が高額になりすぎる場合を考慮した)							
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	8土木費	3公園緑地費	5緑化事業費	1緑化推進	3樹木・樹林の保護育成			
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	区民の健康及び快適な都市生活を維持するため、みどりの保護と育成を通じて、豊かな自然環境を確保することを目的とする。								
補助事業等の内容	保護樹木等の管理及び保護に要した費用の一部を補助金として交付する。								
補助対象経費の内容	保護樹木等の剪定等に要した経費								
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 保護樹木等の所有者、管理者等								
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 (補助率 1/2 区に応じた限度額 及び上限額規定あり) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)								
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他								
	[その他の場合は具体的に記入] [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]								
公募の状況	ホームページ、区報、窓口配布								
実績報告書時における 用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (措置前後の写真)								
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	1/2	国	都	補助対象者	1/2
	<input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの 内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	社会的に自然環境、都市環境への関心は高く、保護樹木等の補助金事業は社会情勢や区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	緑の基本計画に策定された事業であるため、区の政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	みどりの保護、育成促進のため、区が積極的に補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	B	樹木の管理は本来所有者が行うものであり、区はその補助をするものであるから、直接的に緑地の減少に大きなマイナスは生じない。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	要件に該当する事業者等が申請できるよう、ホームページ等で周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づいた事務処理の手続きで決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	樹木の樹種や剪定方法は多義に渡るため、公平性の観点から補助金の交付が有効である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	樹木等の剪定費用に対して補助を行うことで、みどりの保護、育成に役立っている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	樹木等の剪定費用の補助により区内の樹木等の保護、育成を促進し、緑被率に寄与している。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区内の樹木・樹林の保護、育成を通して豊かな自然環境の確保につながり、広く区民に還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	58	62	54	70
決算(予算)額	6,190	6,282	5,366	6,070
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	6,190	6,282	5,366	6,070
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

課題

増加傾向にある補助金申請件数にどのように対応するか検討が必要である。
また、樹木・樹林の保護・育成への意識が薄い場合の補助金申請への対応について検討する必要がある。

方向性

補助金交付要綱の見直しを行う。